

第3部 EPA 原産地規則 (広義の総則的規定) の逐条解釈

第1章 条文構成の概要

この章においては、まず第1節において、日本の14本のEPAの条文の構成について概観する。

次いで第2節において、オーストラリアEPAの条文と他のEPAの条文番号対照表を掲げる。

第2章においてオーストラリアEPAの条文の逐条解説を行うところ、他の13本のEPA条文の解釈については、当該条文番号対照表を活用の上、オーストラリアEPAの条文の解説を参照されたい。

第1節 14本のEPAにおける条文の構造の概要

日本の14本のEPAにおける原産地規則に関連する条文の構造の概要を図3-1に掲げるところ、以下の説明と併せて参照して頂きたい。

なお、以下の説明において、「広義の総則的規定」、「狭義の総則的規定」、「積送基準」、「手続的規定」という用語が用いられているが、それらの意義及び関連性については、第1部第2章第1節及び第2節を参照されたい。

また、第1部第1章第5節2.に掲げたEPAにおける原産地規則の沿革についても参照して頂くと、理解がより深まるものと思われる。

14本のEPAのうち最初に策定されたシンガポールEPAにおいては、協定本体の第3章に「原産地規則章」を設けて「広義の総則的規定」を、また、協定の附属書ⅡAに「品目別規則」を、協定の附属書ⅡBに「原産地証明の必要的記載事項」をそれぞれ定めている。

残り13本のEPAにおいても、シンガポールEPAと同様の構造となっていると言うことが可能であるが、微妙な差異があるところ、以下に説明を加える。

① アセアン諸国とのその他のバイのEPA（マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシアの各EPA）

協定本体の第3章に原産地規則章を、附属書2に品目別規則を、附属書3に原産地証明書の必要的記載事項を、それぞれ規定している。そして、第3章の最初の条に、同章に適用される定義を規定している。

また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の手続規則」において定めている。なお、シンガポールEPAには「運用上の手続規則」に類した規定は存在していない。

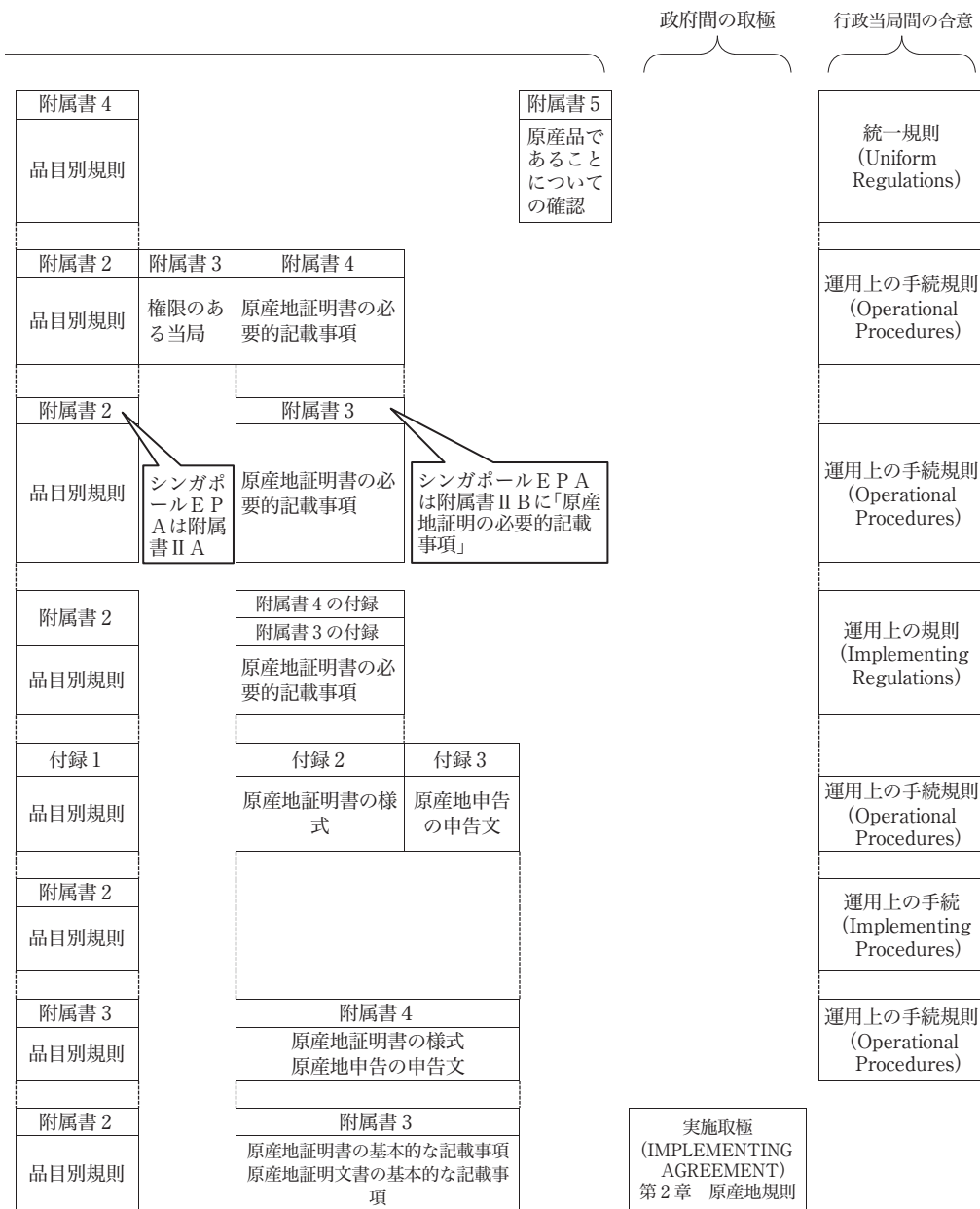
② メキシコEPA

協定本体の第4章に原産地規則章を設け、広義の総則的規定のうち「狭義の総則的規定」及び積送基準に係る規定をそれぞれ定めている。

図3-1

協 定

メキシコ EPA	第 4 章 原産地規則		第 5 章 原産地証明書及び税関手続			
			第 1 節 原産地証明	第 2 節 運用及び執行		
	第 22 条～第 37 条	第 38 条 (定義)	第 39 条～第 42 条	第 43 条～第 48 条	第 49 条 (定義)	
	第 4 章 原産地規則					
チリ EPA	第 1 節 原産地規則		第 2 節 原産地証明書及び関連手続		第 3 節 他の規定	
	第 29 条～第 42 条		第 43 条～第 53 条			第 54 条 (定義)
シンガポール EPA	第 3 章 原産地規則					
マレーシア EPA	第 27 条 等 (定義)					
フィリピン EPA						
タイ EPA						
ブルネイ EPA						
インドネシア EPA						
アセアン包括 EPA ベトナム EPA	第 3 章 原産地規則		附属書 4 運用上の証明手続		第 3 章 原産地規則	
			附属書 3 運用上の証明手続			
	第 23 条 (定義)					
	協定本体	附属書 2				
スイス EPA	第 23 条	第 1 条 (定義)	第 2 条～第 31 条			
インド EPA	第 3 章 原産地規則		附属書 3 運用上の証明手続		第 3 章 原産地規則	
	第 26 条 (定義)	第 27 条～第 39 条	第 1 節～第 15 節		第 40 条～第 41 条	
	第 3 章 原産地規則					
ペルー EPA	第 38 条 (定義)	第 39 条～第 72 条				
オーストラリア EPA	第 3 章 原産地規則					
	第 3.1 条 (定義)	第 3.2 条～第 3.29 条				



第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

協定本体の第5章に「原産地証明書及び税関手続」章を設け、広義の総則的規定のうち手続的規定を定めている。

附属書4に品目別規則を、附属書5に手続的規定に関連する規定をそれぞれ定め、また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「統一規則」において定めている。

なお、広義の総則的規定を2つの章に分けて規定しているのは、NAFTAの影響を受けているものと解される。

③チリEPA

協定本体の第4章に原産地規則章を、附属書2に品目別規則を、附属書4に原産地証明書の必要的記載事項を、それぞれ規定しており、これは、シンガポールEPAと同様のスタイルである。

ただし、第4章を3つの節に分割し、第1節に広義の総則的規定のうち「狭義の総則的規定」及び積送基準に係る規定を、第2節及び第3節に手続的規定等を、それぞれ定めているのは、メキシコEPAの影響を受けていると解することが可能であろう。

また、チリEPAに独自の規定として、附属書3に手続的規定のうち「権限のある当局」の定義を定めている。

更に、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の手続規則」において定めている。

④アセアン包括EPA及びベトナムEPA

協定本体の第3章に原産地規則章（広義の総則的規定のうち、手続的規定を除いたものを規定）を、附属書2に品目別規則を、附属書4／附属書3の付録に原産地証明書の必要的記載事項を、それぞれ規定している。

そして、附属書4／附属書3の「運用上の証明手続」において広義の総則的規定のうち、手続的規定を定めている。

また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の規則」において定めている。

なお、手続的規定を協定本体ではなく、「運用上の証明手続」という名称の附属書において規定しているのは、AFTAの原産地規則の影響を受けていると解することが可能である。（AFTAの原産地規則においては、手続的規定は、AFTA原産地規則の本体である RULES OF ORIGIN FOR THE CEPT SCHEME FOR AFTAではなく、Operational Certification Procedures for the Rules of Origin of the ASEAN Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Areaにおいて規定されている⁶⁵⁾。）

⑤スイスEPA

協定本体の第23条において『原産地規則に関する規定については、附属書2で定める。』と規定し、原産地規則に係るすべての規定を附属書2に定めている。このスタイルは、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAに倣ったものと解される。

65) 2005年8月2日に筆者がアセアン事務局のウェブサイトよりダウンロードしたテキストに拠る。

その附属書2においては、その本体に広義の総則的規定を、その付録1に「品目別規則」を、その付録2に原産地証明書の様式をそれぞれ定めており、このスタイルは、シンガポールEPAのスタイルと平行なものとなっている。

また、スイスEPAに独自の規定として、附属書2の付録3に「原産地申告の申告文」が規定されている。これは、スイスEPAにおいて初めて導入された認定輸出者による原産地申告制度にかかる規定である。

更に、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の手続規則」において定めている。

⑥インドEPA

協定本体の第3章に原産地規則章（広義の総則的規定のうち、手続的規定を除いたものを規定）を、附属書3の「運用上の証明手続」において広義の総則的規定のうち手続的規定を、附属書2に品目別規則を、それぞれ規定しており、上記④のアセアン包括EPA及びベトナムEPAと同じスタイルとなっている。

ただし、アセアン包括EPA及びベトナムEPAとは異なり、原産地証明書の必要的記載事項に係る規定は定められていない。

また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の手続」において定めている。

なお、手続的規定を協定本体ではなく、「運用上の証明手続」という附属書において規定しているのは、確かにアセアン包括EPAと同じスタイルであるが、同EPAの影響を受けているというよりは、アセアン-インドFTAの規則の影響を受けたものと解すべきものと考えられる。アセアン-インドFTAにおいては、Annex 2のRULES OF ORIGIN FOR THE ASEAN-INDIA FREE TRADE AREA (AIFTA) において、広義の総則的規定のうち手続的規定を除いたものを規定し、そして、Annex 2に附属するAPPENDIX DのOPERATIONAL CERTIFICATION PROCEDURES FOR THE RULES OF ORIGIN FOR THE ASEAN-INDIA FREE TRADE AREA (AIFTA) において手続的規定が定められている⁶⁶⁾。そして、このアセアン-インドFTAの規則もAIFTAの原産地規則における規定の影響を受けていると解される。

⑦ペルーEPA

協定本体の第3章に原産地規則章を、附属書3に品目別規則を、附属書4に原産地証明書の様式及び原産地申告の申告文を、それぞれ規定しており、形式的には、シンガポールEPAと同様のスタイルとなっている。（なお、原産地証明書の様式及び原産地申告の申告文を定めているのはスイスEPAと同様である。）

また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書である「運用上の手続規則」において定めている。

⑧オーストラリアEPA

協定本体の第3章に原産地規則章を、附属書2に品目別規則を、附属書3に原産地証明書及

66) 2013年8月24日に筆者がインド商工省のウェブサイトよりダウンロードしたテキストに拠る。

び原産地証明文書の基本的な記載事項を、それぞれ規定しており、形式的には、シンガポールEPAと同様のスタイルとなっている。

また、協定の規定を補足する実施細則を、行政当局間の合意文書ではなく、政府間の取極である「実施取極」において定めている。

第2節 各EPAとオーストラリアEPA等の条文番号の対照表

下記の第2章において、オーストラリアEPAにおける原産地規則に関連する条文の逐条解釈を行う。各条文においては、それに対応する他の13本のEPAの条文も掲げるところ、当該他の13本のEPAの条文の解釈についても、オーストラリアEPAの条文の解釈を参照されたい（ただし、解釈を記載していないものもあることに留意いただきたい。）。

と言っても、自分が調べたいEPAの条文に関して、オーストラリアEPAのどの条文が対応しているかが分からないと、第2章に掲げる逐条解釈の意味は半減することから、他のEPAの条文とオーストラリアEPAの条文のそれぞれの番号の対照表を以下に掲げるので、早見表として活用して頂きたい。

これらの対照表に関しては、

- ①対応させている条文の間の対応の「度合い」には様々なレベルのものがあること、
 - ②内容を踏まえた上で対応させる／させないを判断していること、
- の2点について留意して頂きたい。その例として以下の2つを掲げる。

○上記①について

表3-3において、マレーシアEPA第44条5に対してオーストラリアEPA第3.22条1を対応させている。

マレーシアEPA第44条5は、原産品であるかないかに関する確認訪問の結果得られた情報を輸出締約国から輸入締約国に対して提供する際に関連する規定を定めているが、オーストラリアEPA第3.22条1は、原産品であるかないかに関する確認訪問については、輸出締約国がその条件を設定すると定めている。

この両者が完全に対応していると言うことは難しいものと思われるが、その一方で、原産品であるかないかに関する確認訪問についての条件設定に関連した規定であることから、両者に関連性はあると解することが可能であろう。

以上の解釈に基づき、マレーシアEPA第44条5に対してオーストラリアEPA第3.22条1を対応させているものである。

○上記②について

表3-1において、シンガポールEPAの第24条1にオーストラリアEPA第3.6条を対応させている一方で、シンガポールEPA第24条2にはオーストラリアEPAの条文は対応させていないところ、これについて説明する。

シンガポールEPA第24条及びオーストラリアEPA第3.6条はいずれも累積について規定していることから、対応する規定と言え得る。

シンガポールEPAについてももう少し見てみると、第24条1は「生産行為の累積」に係る概

念を、第24条2は「生産行為の累積」のうち「一の締約国の中における複数の生産者による生産行為」をそれぞれ規定している。

さて、オーストラリアEPA第3.6条は「モノの累積」の概念について規定しており、「生産行為の累積」と「モノの累積」の違いはあるものの、累積の概念について規定しているという意味において、両者は共通していると言い得るところ、シンガポールEPA第24条1と対応させているものである。一方第24条2は「生産行為の累積」のうち、限定的な事項に係る規定であることから、オーストラリアEPA第3.6条の規定に対応させるのは適当とは言い難いと考えられるため、対応させていないものである。

なお、各対照表においては、オーストラリアEPAの条文番号以外に、
イ、マレーシアEPAの条文番号を記載するとともに、
ロ、関係が深いと思われるその他のEPAの条文番号も記載していることに留意されたい。

上記イ.のマレーシアEPAの条文番号を記載している理由は、同EPAがアセアン加盟国とのバイのEPAに関し、形式・内容の観点から、実質的なスタンダードと位置付けることが可能であり、また、それら以外のEPAの内容にも影響を及ぼしていると解されることから、各EPAの条文を理解するにあたり、参照することが有益と考えられることによる。

また、上記ロ.のその他のEPAの条文番号を記載している理由は、第1部第1章第5節2.にも概要を記載した通り、各EPAは当該EPAに先行するEPAの内容の影響を受けているものが少なからずあることから、どの先行EPAの条文が関係深いと解されるかを示すことにより、個々の条文の理解を深めることを目的とするものである。

他の13本のEPAの条文の中には、オーストラリアEPAにおいて対応する条文が存在しないものもあるが、それらについては下記第2章において、可能な範囲で説明を加えている。

①シンガポールEPA

表3-1

シンガポールEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA
第22条		第3.1条	第27条
第23条	1	第3.2条 (a)、第3.3条	第28条1 (a)、2
	2	第3.2条 (b)	第28条1 (b)
	3	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)
	4	第3.4条2	第28条3
	5 (a) (i)	第3.5条1	第28条4 (a)
	5 (a) (ii)	第3.2条 (c)	—
	5 (b)、(c)	第3.5条2	第28条4 (b)
	6	第3.5条5	第28条7
	7	第3.5条4、8	第28条6、8
	8	—	—
第24条	1	第3.6条	第29条1
	2	—	—
第25条		第3.4条3、4、5	第30条

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第26条	1	第3.7条1	第31条
	2	—	—
	3	—	—
第27条		第3.8条	第32条
第28条		第3.9条1	第33条1
第28条のA	1	第3.10条1	第34条1
	2	第3.10条2	第34条2
第29条	1	第3.17条1、2	第39条1
	2	第3.18条	第39条2
	3	第3.17条4	第39条3
第30条		第3.23条1	第45条1
第31条	1	第3.15条1	第40条1、2
	2	第3.15条2 (a)、(d)	第40条1
	3	第3.15条2 (e)	第40条6
第32条	1	第4.5条1、2	第41条
	2	第4.5条3	—
	3	第4.5条4	—
第33条	1	第3.21条、第3.22条	第43条、第44条
	2	第3.23条1	—
第33条のA	1	実施取極第2.6条4	第48条1
	2	—	第48条2
第34条		第3.28条	第49条
附属書II A	第1節1	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)
	第1節2	—	附属書2第1節 (b)
	第1節3	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)
	第1節4	—	附属書2第1節 (f)
	第2節	附属書2第2編	附属書2第2節
附属書II B		附属書3	附属書3

②メキシコEPA

表3-2

メキシコEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第22条	1 (a)	第3.2条 (a)、第3.3条	第28条1 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	1 (d) (i)	第3.9条	第33条	
	1 (d) (ii)	—	—	
	2	第3.2条 (c)	第28条1 (c)	
第23条	1	—	—	
	2	第3.5条2	第28条4 (b)	
	3	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	4	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	

	5	—	—	
第24条	1	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	2 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	2 (b)	—	—	
	3	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	4 (a)	第3.5条5	第28条7	
	4 (b)	—	—	
第25条	1	第3.4条3、4	第30条	
	2	第3.4条5	—	
	3	—	—	
	4	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
	5	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
第26条	1	—	—	
	2	—	—	
第27条		第3.6条	第29条	
第28条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
	3	—	—	
	4	—	—	
	5	—	—	
第29条	1	—	—	
	2	—	—	
	3	—	—	
第30条		第3.11条	第35条	
第31条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第32条	1	第3.13条2	第37条1	
	2	第3.13条3	第37条2	
第33条		第3.13条1	第38条	
第34条	1	第3.7条1	第31条	
	2	第3.7条2	—	
第35条	1	第3.8条	第32条	
	2	第3.17条4	第39条3	
第36条	1 (a)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	1 (b)	第3.5条3、4 (a)	第28条5 (b)、6 (a)	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	1 (c)	—	第48条2		
	2	第3.5条8	第28条8		
第37条		第3.28条	第49条		
第38条		第3.1条	第27条		
第39条		第3.14条	—		
第39条のA	1	—	第40条4		
	2	—	—		
	3	第3.15条1	第40条1、2、3		
	4	第3.15条3、4	第40条7、8		
	5	実施取極第2.1条3	運用上の手続規則・第3規則 (b)		
	6	実施取極第2.1条4	運用上の手続規則・第3規則 (e)		
	7	実施取極第2.3条	第40条5		
	8	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6		
	9 (a)	—	—		
	9 (b)	第3.21条1、4	第43条2、第44条5		
	9 (c)	第3.15条6	第40条9		
第39条のB	1	—	—	ス イ ス E P A 附 属 書 2	第19条1
	2	—	—		第19条2 (a)、(b)
	3	—	—		第19条3
	4	—	—		第19条5
	5	—	—		第19条7、2 (c)
	6	—	—		第19条8
	7	—	—		第19条9
	8	—	—		第20条1
	9	—	—		第24条3
第39条のC		第3.15条4、第3.16条3	—	アセアン 包括EPA 附属書4第4規則2	
第40条	1	第3.17条1、2、3	第39条1		
	2	第3.23条1 (b)	第45条1		
	3	第3.17条5	—		
第41条	1	—	第42条 (a)		
	2	—	—		
第42条		第3.18条	第39条2		
第43条	1	第3.20条1 (a)	第42条 (b)		
	2	—	—	ス イ ス EPA 附属書2	第23条2
	3	—	—		第23条4

	4	第3.20条1 (b)	—	
	5	第3.20条1 (c)	第40条10	
第44条	1 (a)	第3.21条2 (b)	第43条1	
	1 (b)	第3.21条2 (c)	—	
	1 (c)	第3.21条2 (d)	第44条1	
	1 (d)	—	—	
	2	第3.23条2	—	
	3	第3.21条3、4	第43条2、第45条3 (a)	
	4	—	—	
	5	—	—	
	6	第3.21条3	—	
	7	第3.21条3、4	—	
	8 (a)	第3.23条1 (d)	—	
	8 (b)	—	—	
	9	—	第44条6	
	10	第3.22条2	第44条2	
	11	第3.22条3	第44条3	
	12	—	—	
	13	第3.22条2 (b)	第44条4	
	14	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	15	第3.21条3	第44条5	
	16	—	—	
	17	—	—	
	18	—	—	
	19	—	—	
	20	—	—	
	21	—	—	
	22	第3.21条4	第45条4	
	23	第3.21条4	第45条3	
	24	—	—	
	25	第3.23条3	—	
	26	実施取極第2.6条4	—	
第45条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
第46条		第3.26条	第47条	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第47条		—	—	
第48条		第3.27条	—	
第49条	1	第3.1条	第27条	
	2	—	—	
附属書4	第1節 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1節 (b)	第3.4条2、附属書2第1編3第2文	第28条3	
	第1節 (c)	—	附属書2第1節 (b)	
	第1節 (d)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1節 (e)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第1節 (f)	—	—	
	第1節 (g)	—	—	
	第2節	附属書2第2編	附属書2	
附属書5		—	—	

③マレーシアEPA

表3-3

マレーシアEPA		オーストラリアEPA
第27条		第3.1条
第28条	1 (a)	第3.2条 (a)
	1 (b)	第3.2条 (b)
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1
	2	第3.3条
	3	第3.4条2
	4 (a)	第3.5条1
	4 (b)	第3.5条2
	5 (a)	第3.5条3 (a)
	5 (b)	第3.5条3 (b)
	6 (a)	第3.5条4 (a)
	6 (b)	第3.5条4 (b)
	7	第3.5条5
	8	第3.5条8
第29条	1	第3.6条
	2	—
第30条		第3.4条3、4、5
第31条		第3.7条

第32条	1	第3.8条
	2	
第33条	1	第3.9条1
	2	第3.9条2
第34条	1	第3.10条1
	2	第3.10条2
第35条		第3.11条
第36条	1	第3.12条1
	2	第3.12条2
第37条	1	第3.13条2
	2	第3.13条3
第38条		第3.13条1
第39条	1	第3.17条1、2
	2	第3.18条
	3	第3.17条4
第40条	1	第3.15条1、2 (d)
	2	第3.1条 (a) 注釈
	3	第3.15条6
	4	—
	5	実施取極第2.3条1
	6	第3.15条2 (e)、(f)
	7	第3.15条3
	8	第3.15条1、4 (注)
	9	第3.15条6
	10	第3.20条1 (c)
第41条		第4.5条
第42条	(a)	—
	(b)	第3.20条1 (a)
第43条	1	第3.21条2 (b)
	2	第3.21条3
	3	—
第44条	1	第3.21条2 (d)
	2	第3.22条2
	3	第3.22条3
	4	第3.22条2 (b) 第1文

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	5	第3.22条1
	6	—
第45条	1	第3.23条1 (a)、(b)
	2	—
	3 (a)	—
	3 (b)	第3.23条1 (c)
	3 (c)	第3.23条1 (d)
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文
	4 第2文	—
第46条	1	第3.25条1
	2	第3.25条2
第47条	1	第3.26条
	2	
第48条	1	実施取極第2.6条4
	2	—
第49条	1	第3.28条2
	2	第3.28条5
	3	第3.28条4
第50条		[第1.12条]
附属書2	第1節 (a)	附属書2第1編1
	第1節 (b)	—
	第1節 (c)	附属書2第1編4
	第1節 (d)	附属書2第1編8
	第1節 (e)	第3.4条3、4
	第1節 (f)	—
	第2節	附属書2第2編
附属書3		附属書3

(注) マレーシアEPA第40条8は、「輸出者等が権限のある政府当局等に対して、原産品であることを証明した後にはのみ、原産地証明書が発給される」とするものである。一方、オーストラリアEPA第3.15条1は「権限を与えられた機関は輸出者等が書面による申請を提出した後に原産地証明書を発給する」ことを、また同条4は「権限を与えられた機関は原産地証明書が原産品であることを確保するために、適正な審査を行う」ことを規定したものである。以上より、オーストラリアEPA第3.15条1及び4を併せると、意味的にはマレーシア第40条8に対応すると解することも可能と考えられることから、本表においては、対応する条文として掲げるものである。なお、以下に掲げる他のアセアン諸国とのバイのEPAに係る対照表においても同様の記載をしている。

④フィリピンEPA

表3-4

フィリピンEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第25条		[第1.12条]	第50条	
第28条		第3.1条	第27条	
第29条	1 (a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	2	第3.3条	第28条2	
	3	第3.4条2	第28条3	
	4 (a)	第3.5条1	第28条4 (a)	
	4 (b)	第3.5条2	第28条4 (b)	
	5 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	5 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	6 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	6 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	7	第3.5条5	第28条7	
	8	第3.5条8	第28条8	
第30条	1	第3.6条	第29条1	
	2	—	第29条2	
第31条		第3.4条3、4、5	第30条	
第32条		第3.7条	第31条	
第33条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第34条	1	第3.9条1	第33条1	
	2	第3.9条2	第33条2	
第35条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
	3	—	—	メキシコEPA第28条5
第36条		第3.11条	第35条	
第37条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第38条	1	第3.13条2	第37条1	
	2	第3.13条3	第37条2	
第39条		第3.13条1	第38条	
第40条	1	第3.17条1、2	第39条1	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	2	第3.18条	第39条2	
	3	第3.17条4	第39条3	
第41条	1	第3.15条1、2（d）	第40条1	
	2	第3.1条（a）注釈	第40条2	
	3	第3.15条6	第40条3	
	4	—	第40条4	
	5	実施取極第2.3条1	第40条5	
	6	第3.15条2（e）、（f）	第40条6	
	7	第3.15条3	第40条7	
	8	第3.15条1、4	第40条8	
	9	第3.15条6	第40条9	
	10	第3.20条1（c）	第40条10	
第42条	1	—	第42条（a）	
	2	第3.20条1（a）	第42条（b）	
第43条	1	第3.21条2（b）	第43条1	
	2	第3.21条3	第43条2	
	3	—	第43条3	
第44条	1	第3.21条2（d）	第44条1	
	2	—	第44条6	
	3	第3.22条2	第44条2	
	4	第3.22条3	第44条3	
	5	第3.22条2（b）第1文	第44条4	
	6	第3.22条1	第44条5	
第45条	1	第3.23条1（a）、（b）	第45条1	
	2	—	第45条2	
	3（a）	—	第45条3（a）	
	3（b）	第3.23条1（c）	第45条3（b）	
	3（c）	第3.23条1（d）	第45条3（c）	
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文	
	4 第2文	—	第45条4 第2文	
第46条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
第47条	（a）	第3.26条	第47条1	
	（b）		第47条2	
第48条	1	実施取極第2.6条4	第48条1	

	2	—	第48条2	
第49条	1	第3.28条1	第14条 (b)	
	2	第3.28条2	第49条1	
附属書2	第1節 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1節 (b)	—	附属書2第1節 (b)	
	第1節 (c)	—	—	
	第1節 (d)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1節 (e)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第1節 (f)	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
	第1節 (g)	—	附属書2第1節 (f)	
	第2節	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3		附属書3	附属書3	

⑤チリEPA

表3-5

チリEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第29条	1 (a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	1 (d) (i)	第3.9条	第33条	メキシコEPA第22条1 (d) (i)
	1 (d) (ii)	—	—	メキシコEPA第22条1 (d) (ii)
	2	第3.3条	第28条2	
	3	第3.4条2	第28条3	
第30条	1	第3.5条2	第28条4 (b)	メキシコEPA第23条2
	2	第3.5条3 (a)	第28条5 (b)	メキシコEPA第23条4
第31条	1	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	メキシコEPA第24条1
	2 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	メキシコEPA第24条2 (a)
	2 (b)	—	—	メキシコEPA第24条2 (b)
	3	第3.5条4 (b) ただし書き	第28条6 (b) ただし書き	メキシコEPA第24条3
第32条		第3.4条3、4、5	第30条	
第33条		第3.6条	第29条1	
第34条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
第35条	1	—	—	メキシコEPA第29条1

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	2	—	—	メキシコ EPA 第29条3
第36条		第3.11条	第35条	
第37条		第3.12条	第36条	
第38条		第3.13条2、3	第37条	
第39条		第3.13条1	第38条	
第40条	1	第3.7条1	第31条	メキシコ EPA 第34条1
	2	第3.7条2	—	メキシコ EPA 第34条2
第41条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第42条		—	—	
第43条	1	第3.17条1、2	第39条1	
	2	第3.18条	第39条2	
	3	—	—	
	4	第3.17条4	第39条3	
第44条	1	第3.15条1	第40条1	
	2	第3.1条（a）注釈	第40条2	
	3	第3.15条6	第40条3	
	4 第1文	—	第40条4	
	4 第2文	第3.15条2（d）	第40条1	
	5	実施取極第2.3条1	第40条5	
	6	第3.15条2（e）、（f）	第40条6	
	7	第3.15条3	第40条7	
	8 第1文	第3.15条1、4	第40条8	
	8 第2文	—	—	
	9	第3.15条6	第40条9	
	10	第3.20条1（c）	第40条10	
第45条	（a）	—	第42条（a）	
	（b）	第3.20条1（a）	第42条（b）	
第46条	1	第3.17条2、3	—	メキシコ EPA 第40条1
	2	第3.17条5	—	メキシコ EPA 第40条3
第47条	1	第3.21条2（b）	第43条1	
	2	第3.21条3	第43条2	
	3	—	第43条3	
	4	—	第44条6	メキシコ EPA 第44条9
第48条	1	第3.21条2（d）	第44条1	

	2	第3.22条2	第44条2	
	3	第3.22条3	第44条3	
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	
	5	第3.22条1	第44条5	
第49条	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	
	2	—	第45条2	
	3 (a)	—	第45条3 (a)	
	3 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	3 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文	
	4 第2文	—	第45条4 第2文	
第50条	1	第3.26条	第47条1	
	2		第47条2	
第51条		第3.27条	—	メキシコ EPA 第48条
第52条		[第1.12条]	第50条	
第53条	1	実施取極第2.6条4	第48条1	
	2	—	第48条2	
第54条		第3.1条	第27条	
附属書2	第1節 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1節 (b)	—	附属書2第1節 (b)	
	第1節 (c)	第3.4条2、附属書2第1編3	第28条3	メキシコ EPA 附属書4第1節 (b)
	第1節 (d)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1節 (e)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第1節 (f)	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
	第2節	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3		第3.1条 (a)	第27条 (a)	
附属書4		附属書3	附属書3	

⑥ タイ EPA

表3-6

タイ EPA		オーストラリア EPA	マレーシア EPA	その他の EPA
第24条		[第1.12条]	第50条	
第27条		第3.1条	第27条	
第28条	1 (a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	2	第3.3条	第28条2	
	3	第3.4条2	第28条3	
	4 (a)	第3.5条1	第28条4 (a)	
	4 (b)	第3.5条2	第28条4 (b)	
	5 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	5 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	6 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	6 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	7	第3.5条5	第28条7	
	8	第3.5条8	第28条8	
第29条		第3.6条	第29条1	
第30条		第3.4条3、4、5	第30条	
第31条		第3.7条	第31条	
第32条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第33条		第3.9条1	第33条1	
第34条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
第35条		第3.11条	第35条	
第36条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第37条	1	第3.13条2	第37条1	
	2	第3.13条3	第37条2	
第38条		第3.13条1	第38条	
第39条	1	第3.17条1、2	第39条1	
	2	第3.18条	第39条2	
	3	第3.17条4	第39条3	
第40条	1	第3.15条1、2 (d)	第40条1	
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2	
	3	第3.15条6	第40条3	
	4	—	第40条4	
	5	実施取極第2.3条1	第40条5	
	6	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6	
	7	第3.15条3	第40条7	

	8	第3.15条1、4	第40条8	
	9	第3.15条6	第40条9	
	10	第3.20条1 (c)	第40条10	
第41条		第4.5条	第41条	
第42条	(a)	—	第42条 (a)	
	(b)	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	
第43条	1	第3.21条2 (b)	第43条1	
	2	第3.21条3	第43条2	
	3	—	第43条3	
	4	—	第44条6	メキシコEPA第44条9
第44条	1	第3.21条2 (d)	第44条1	
	2	第3.22条2	第44条2	
	3	第3.22条3	第44条3	
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	
	5	第3.22条1	第44条5	
第45条	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	
	2	—	第45条2	
	3 (a)	—	第45条3 (a)	
	3 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	3 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文	
	4 第2文	—	第45条4 第2文	
第46条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
第47条	1	第3.26条	第47条1	
	2		第47条2	
第48条		—	第48条2	
第49条	1	第3.28条1	第14条 (b)	
	2	第3.28条2	第49条1	
	3	第3.28条4	第49条3	
	4	第3.28条5	第49条2	
附属書2	第1節 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1節 (b)	第3.4条2、附属書2第1編3	第28条3	メキシコEPA附属書4第1節 (b)
	第1節 (c)	—	附属書2第1節 (b)	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	第1節 (d)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1節 (e)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第1節 (f)	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
	第1節 (g)	—	附属書2第1節 (f)	
	第2節	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3		附属書3	附属書3	

⑦ブルネイ EPA

表3-7

ブルネイ EPA		オーストラリア EPA	マレーシア EPA	その他の EPA
第23条		第3.1条	第27条	
第24条	1 (a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	2	第3.3条	第28条2	
	3	第3.4条2	第28条3	
	4 (a)	第3.5条1	第28条4 (a)	
	4 (b)	第3.5条2	第28条4 (b)	
	5 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	5 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	6 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	6 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	7	第3.5条5	第28条7	
	8	第3.5条8	第28条8	
第25条	1	第3.6条	第29条1	
	2	—	第29条2	
第26条		第3.4条3、4、5	第30条	
第27条		第3.7条	第31条	
第28条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第29条		—	—	チリ EPA 第42条
第30条	1	第3.9条1	第33条1	
	2	第3.9条2	第33条2	
第31条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	

第32条		第3.11条	第35条	
第33条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第34条	1	第3.13条2	第37条1	
	2	第3.13条3	第37条2	
第35条		第3.13条1	第38条	
第36条	1	第3.17条1、2	第39条1	
	2	第3.18条	第39条2	
	3	—	—	チリEPA第43条3
	4	第3.17条4	第39条3	
第37条	1	第3.15条1、2 (d)	第40条1	
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2	
	3	第3.15条6	第40条3	
	4	—	第40条4	
	5	実施取極第2.3条1	第40条5	
	6	第3.15条6	第40条9	
	7	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6	
	8	第3.15条3	第40条7	
	9	第3.15条1、4	第40条8	
	10	第3.20条1 (c)	第40条10	
第38条		第4.5条	第41条	
第39条	(a)	—	第42条 (a)	
	(b)	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	
第40条	1	第3.21条2 (b)	第43条1	
	2	第3.21条3	第43条2	
	3	—	第43条3	
第41条	1	第3.21条2 (d)	第44条1	
	2	第3.22条2	第44条2	
	3	第3.22条3	第44条3	
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	
	5	第3.22条1	第44条5	
	6	—	第44条6	
第42条	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	
	2	—	第45条2	
	3 (a)	—	第45条3 (a)	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	3 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	3 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文	
	4 第2文	—	第45条4 第2文	
第43条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
第44条	1	第3.26条	第47条1	
	2		第47条2	
第45条		[第1.12条]	第50条	
第46条	1	実施取極第2.6条4	第48条1	
	2	—	第48条2	
第47条	1	第3.28条1	第14条 (b)	
	2	第3.28条2	第49条1	
	3	第3.28条4	第49条3	
	4	—	—	タイ EPA 第49条3後段
	5	第3.28条5	第49条2	
附属書2	第1編 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1編 (b)	—	附属書2第1節 (b)	
	第1編 (c)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1編 (d)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第1編 (e)	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)	
	第2編	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3		附属書3	附属書3	

⑧インドネシアEPA

表3-8

インドネシアEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA
第28条		第3.1条	第27条
第29条	1 (a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)
	1 (b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)
	2	第3.3条	第28条2
	3	第3.4条2	第28条3
	4 (a)	第3.5条1	第28条4 (a)
	4 (b)	第3.5条2	第28条4 (b)

	5 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)
	5 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)
	6 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)
	6 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)
	7	第3.5条5	第28条7
	8	第3.5条8	第28条8
第30条	1	第3.6条	第29条1
	2	—	第29条2
第31条		第3.4条3、4、5	第30条
第32条		第3.7条	第31条
第33条	1	第3.8条	第32条1
	2		第32条2
第34条	1	第3.9条1	第33条1
	2	第3.9条2	第33条2
第35条	1	第3.10条1	第34条1
	2	第3.10条2	第34条2
第36条		第3.11条	第35条
第37条	1	第3.12条1	第36条1
	2	第3.12条2	第36条2
第38条	1	第3.13条2	第37条1
	2	第3.13条3	第37条2
第39条		第3.13条1	第38条
第40条	1	第3.17条1、2	第39条1
	2	第3.18条	第39条2
	3	第3.17条4	第39条3
第41条	1	第3.15条1、2 (d)	第40条1
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2
	3	第3.15条6	第40条3
	4	—	第40条4
	5	実施取極第2.3条1	第40条5
	6	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6
	7	第3.15条3	第40条7
	8	第3.15条1、4	第40条8
	9	第3.15条6	第40条9
	10	第3.20条1 (c)	第40条10

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第42条	(a)	—	第42条 (a)
	(b)	第3.20条1 (a)	第42条 (b)
第43条	1	第3.21条2 (b)	第43条1
	2	第3.21条3	第43条2
	3	—	第43条3
第44条	1	第3.21条2 (d)	第44条1
	2	第3.22条2	第44条2
	3	第3.22条3	第44条3
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4
	5	第3.22条1	第44条5
	6	—	第44条6
第45条	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1
	2	—	第45条2
	3 (a)	—	第45条3 (a)
	3 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)
	3 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)
	4 第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文
	4 第2文	—	第45条4 第2文
第46条	1	第3.25条1	第46条1
	2	第3.25条2	第46条2
第47条	1	第3.26条	第47条1
	2		第47条2
第48条	1	実施取極第2.6条4	第48条1
	2	—	第48条2
第49条		第3.28条2	第49条1
第50条		[第1.12条]	第50条
附属書2	第1編 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)
	第1編 (b)	—	附属書2第1節 (b)
	第1編 (c)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)
	第1編 (d)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)
	第1編 (e)	第3.4条3、4	附属書2第1節 (e)
	第1編 (f)	—	附属書2第1節 (f)
	第2編	附属書2第2編	附属書2第2節
附属書3		附属書3	附属書3

⑨ アセアン包括EPA

表3-9

アセアン包括EPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第23条		第3.1条	第27条	
第24条	(a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	(b)	第3.2条 (c)	第28条1 (c)	
	(c)	第3.2条 (b)、第3.6条	第28条1 (b) + 第29条1	
第25条		第3.3条	第28条2	
第26条	1	—	—	
	2	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
	3	第3.5条1	第28条4 (a)	
	4	第3.4条2	第28条3	
	5	—	—	
第27条	1	第3.5条2	第28条4 (b)	
	2	第3.5条2	第28条4 (b)	
	3 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	3 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	4 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	4 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	5	第3.5条5	第28条7	
	6	第3.5条8	第28条8	
第28条	1	第3.4条3、4	第30条、附属書2第1節 (e)	
	2	第3.4条5	メキシコEPA第25条2	
第29条		第3.6条	第29条1	
第30条		第3.7条	第31条	
第31条	1	第2.4条 + 第3.8条 + 第3.17条2 (b)	第32条2 + 第19条1	
	2	第3.8条	第32条1	
第32条	1	第3.13条1	第38条	
	2	第3.13条2	第37条1	
	3	第3.13条3	第37条2	
第33条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第34条	1	第3.11条	第35条	
	2	第3.1条 (f)	第27条 (h)	
第35条		第3.10条	第34条	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第36条		—	—	
第37条	1	第3.28条1	第14条（b）	
	2	第3.28条2	第49条1	
	3	第3.28条4	第49条3	タイ EPA 第49条3
	4	第3.28条5	第49条2	
附属書2	1（a）	附属書2第1編5（d）	—	
	1（b）	附属書2第1編5（a）	—	
	1（c）	附属書2第1編5（b）	—	
	1（d）	附属書2第1編5（c）	—	
	1（e）	—	—	
	2	附属書2第1編8	附属書2第1節（d）	
	3	第3.4条3	附属書2第1節（e）	
	（品目別規則）	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3		—	附属書2第1節（f）	
附属書4第1規則	（a）	第3.1条（a）	第27条（a）	
	（b）	—	第43条1注釈	
附属書4第2規則	1	第3.15条1、第3.1条（a）注釈	第40条1、2	
	2	第3.15条6	第40条3、9	
	3	—	—	
	4	第3.15条3	第40条7	
	5	第3.15条1、4	第40条8	
	6	—	第42条（a）	
	7	—	第45条2	
	8	第3.15条2（d）、実施取極第2.3条1	第40条5、第40条1第2文	
附属書4第3規則	1	第3.17条1、2、4	第39条1、3	
	2	第3.18条	第39条2	
	3	第3.17条4	第39条3	
	4	—	—	
附属書4第4規則	1	第3.15条2（e）	第40条6	
	2	第3.15条5	—	
	3	第3.15条2（f）	第40条6	
附属書4第5規則	1	第3.20条1（a）	第42条（b）	
	2	第3.20条1（c）	第40条10	
附属書4第6規則	1	第3.21条2（b）	第43条1	

	2	第3.21条3	第43条2	
	3	—	第43条3	
	4	—	第44条6	メキシコEPA第44条9
	5	第3.23条2	—	
	6	—	—	
附属書4第7規則	1	第3.21条2 (d)	第44条1	
	2	第3.22条2	第44条2	
	3	第3.22条3	第44条3	
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	
	5	第3.22条1	第44条5	
附属書4第8規則	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	
	2 (a)	—	第45条3 (a)	
	2 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	2 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	
	3第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4第2文	
	3第2文	—	—	
	4	—	—	
附属書4第9規則	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
附属書4第10規則		第3.26条	第47条	
附属書4第11規則		[第1.12条]	第50条	
附属書4の付録		附属書3	附属書3	

⑩ベトナムEPA

表3-10

ベトナムEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	アセアン包括EPA	
第23条		第3.1条	第27条	第23条	
第24条	(a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	第24条	(a)
	(b)	第3.2条 (c)	第28条1 (c)		(b)
	(c)	第3.2条 (b)、第3.6条	第28条1 (b)		(c)
第25条		第3.3条	第28条2	第25条	
第26条	1	—	—	第26条	1
	2	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)		2
	3	第3.5条1	第28条4 (a)		3
	4	第3.4条2	第28条3		4

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第27条	1	第3.5条2	第28条4（b）	第27条	1
	2	第3.5条2	第28条4（b）		2
	3（a）	第3.5条3（a）	第28条5（a）		3（a）
	3（b）	第3.5条3（b）	第28条5（b）		3（b）
	4（a）	第3.5条4（a）	第28条6（a）		4（a）
	4（b）	第3.5条4（b）	第28条6（b）		4（b）
	5	第3.5条5	第28条7		5
第28条	6	第3.5条8	第28条8		6
	1	第3.4条3、4	第30条、附属書2第1節（e）	第28条	1
第29条	2	第3.4条5	メキシコEPA第25条2		2
		第3.6条	第29条1	第29条	
第30条		第3.7条	第31条	第30条	
第31条	1	第2.4条+ 第3.8条+ 第3.17条2（b）	第32条2+ 第19条1	第31条	1
	2	第3.8条	第32条1		2
第32条	1	第3.13条1	第38条	第32条	1
	2	第3.13条2	第37条1		2
	3	第3.13条3	第37条2		3
第33条	1	第3.12条1	第36条1	第33条	1
	2	第3.12条2	第36条2		2
第34条	1	第3.11条	第35条	第34条	1
	2	第3.1条（f）	第27条（h）		2
第35条		第3.10条	第34条	第35条	
第36条		—	—	第36条	
第37条	1	第3.28条1	第14条（b）	第37条	1
	2	第3.28条2	第49条1		2
	3	第3.28条4	第49条3		3
	4	第3.28条5	第49条2		4
附属書2	1（a）	附属書2第1編5（d）	—	附属書2	1（a）
	1（b）	附属書2第1編5（a）	—		1（b）
	1（c）	附属書2第1編5（b）	—		1（c）
	1（d）	附属書2第1編5（c）	—		1（d）
	1（e）	—	—		1（e）
	2	附属書2第1編8	附属書2第1節（d）		2
	3	第3.4条3	附属書2第1節（e）		3

	(品目別規則)	附属書2第2編	附属書2第2節		(品目別規則)
附属書3第1規則		第3.1条 (a)	第27条 (a)	附属書4第1規則	(a)
附属書3第2規則	1	第3.15条1、第3.1条 (a) 注釈	第40条1、2	附属書4第2規則	1
	2	第3.15条6	第40条3、9		2
	3	—	—		3
	4	第3.15条3	第40条7		4
	5	第3.15条1、4	第40条8		5
	6	—	第42条 (a)		6
	7	—	第45条2		7
	8	第3.15条2 (d)、実施取 極第2.3条1	第40条5、第40条1第2文		8
附属書3第3規則	1	第3.17条1、2、4	第39条1、3	附属書4第3規則	1
	2	第3.18条	第39条2		2
	3	第3.17条4	第39条3		3
	4	—	—		4
附属書3第4規則	1	第3.15条2 (e)	第40条6	附属書4第4規則	1
	2	第3.15条5	—		2
	3	第3.15条2 (f)	第40条6		3
附属書3第5規則	1	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	附属書4第5規則	1
	2	第3.20条1 (c)	第40条10		2
附属書3第6規則	1	第3.21条2 (b)	第43条1	附属書4第6規則	1
	2	第3.21条3	第43条2		2
	3	—	第43条3		3
	4	—	第44条6／メキシコEPA 第44条9		4
	5	第3.23条2	—		5
附属書3第7規則	1	第3.21条2 (d)	第44条1	附属書4第7規則	1
	2	第3.22条2	第44条2		2
	3	第3.22条3	第44条3		3
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4		4
	5	第3.22条1	第44条5		5
附属書3第8規則	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	附属書4第8規則	1
	2 (a)	—	第45条3 (a)		2 (a)
	2 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)		2 (b)
	2 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)		2 (c)

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	3第1文	第3.21条4柱書き第2文	第45条4第1文		3第1文
	3第2文	—	—		3第2文
	4	—	—		4
附属書3第9規則	1	第3.25条1	第46条1	附属書4第9規則	1
	2	第3.25条2	第46条2		2
附属書3第10規則		第3.26条	第47条	附属書4第10規則	
附属書3第11規則		[第1.12条]	第50条	附属書4第11規則	
附属書3の付録		附属書3	附属書3	附属書4の付録	

⑪スイスEPA

表3-11

スイスEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第23条		—	—	
附属書2第1条		第3.1条	第27条	
附属書2第2条	(a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	(b)	第3.2条 (c)	第28条1 (c)	
	(c)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
附属書2第3条		第3.3条	第28条2	
附属書2第4条	1	—	—	アセアン包括EPA第26条1
	2	第3.4条1	第28条1 (c)	アセアン包括EPA第26条2
	3	第3.7条1柱書き	第31条柱書き	
	4 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	アセアン包括EPA第27条4 (a)
	4 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	アセアン包括EPA第27条4 (b)
	5	第3.5条8	第28条8	
	6	第3.5条5	第28条7	
	7	—	—	シンガポールEPA第24条2
	8	—	—	
附属書2第5条	1	第3.6条	第29条1	
	2	—	—	
附属書2第6条	1	第3.4条3、4	第30条、附属書2第1節 (e)	
	2	第3.4条5	—	メキシコEPA第25条2
附属書2第7条	1	第3.7条1	第31条	
	2	—	—	
	3	—	—	シンガポールEPA合意 議事録 ⁶⁷⁾ 4 (a)
附属書2第8条	1 (a)	—	—	メキシコEPA第29条1

	1 (b)	—	—	
	2 (a)	第3.13条2	第37条1	
	2 (b)	第3.13条3	第37条2	
	3	第3.13条1	第38条	
附属書2第9条	1	第3.9条1	第33条1	
	2	第3.9条2	第33条2	
附属書2第10条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
附属書2第11条		第3.11条、第3.1条 (f)	第35条、第27条 (h)	
附属書2第12条	1	—	—	
	2	第3.1条 (c)	第27条 (e)	
	3	第3.10条2	第34条2	
	4	—	—	
	5	—	—	
附属書2第13条	1	—	—	
	2	—	—	
附属書2第14条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
附属書2第15条		第3.14条	—	
附属書2第16条	1	第3.15条1	第40条1	
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2	
	3 第1文	—	第40条4	
	3 第2文	実施取極第2.3条1	第40条5	
	4	—	—	メキシコ EPA 第41条2
	5	第3.15条3	第40条7	
	6	第3.15条4	第40条8	
	7	—	—	
	8	—	第42条 (a)	
	9	—	第45条2	
附属書2第17条	1	実施取極第2.1条2	運用上の手続規則・第3規則 (a)	
	2	実施取極第2.1条3	運用上の手続規則・第3規則 (b)	

67) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定についての合意された議事録」 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/giji_goui.pdf。2021年1月29日閲覧。)

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

附属書2第18条		実施取極第2.1条5	運用上の手続規則・第3規則（e）	
附属書2第19条	1	—	—	
	2	—	—	
	3	—	—	
	4	—	—	
	5	—	—	
	6	—	—	
	7	—	—	
	8	—	—	
	9	—	—	
	10	—	—	
	11	—	—	
附属書2第20条	1	第3.15条2（e）、（f） 第3.16条2（e）、（f）	第40条6	
	2	第3.15条5、第3.16条3	—	アセアン包括EPA附属書4第4規則2
附属書2第21条	1	第3.17条1、2	第39条1	
	2	第3.18条	第39条2	
	3	第3.17条4	第39条3	
	4	第3.23条1（a）、（b）	第45条1	
附属書2第22条		—	—	
附属書2第23条	1	第3.20条1（a）	第42条（b）	
	2	—	—	
	3	第3.20条1（a）	第42条（b）	
	4	—	—	
	5	第3.20条1（c）	第40条10	
附属書2第24条	1（a）	第3.15条6	運用上の手続規則・第9規則	
	1（b）	第3.15条6	第40条9	
	1（c）	第3.15条6	第40条9	
	2	第3.15条6	第40条3	
	3	—	—	
附属書2第25条	1	第3.21条1	第43条1	
	2	第3.21条2（b）	第43条1	
	3	—	—	

	4	—	第43条3	
	5	第3.23条2	—	アセアン包括EPA附属書4第6規則5
	6	—	第43条2第1文	
	7	第3.23条1 (d)	第45条3 (a)、(c)	
	8 第1文	第3.21条2 (d)	第44条	
	8 第2文	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
附属書2第26条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
附属書2第27条		第3.26条	第47条	
附属書2第28条		[第1.12条]	第50条	
附属書2第29条	1	実施取極第2.6条4	第48条1	
	2	—	第48条2	
附属書2第30条	1	第3.28条1	第14条 (b)	
	2	第3.28条2	第49条1	
	3	第3.28条5	第49条2	
	4	第3.28条4	第49条3 (a)	
附属書2第31条		第3.27条	—	メキシコEPA第48条
附属書2付録1	注釈1(a)(i)	附属書2第1編4 (d)	—	アセアン包括EPA附属書2 1 (a)
	注釈1(a)(ii)	附属書2第1編5 (a)	—	アセアン包括EPA附属書2 1 (b)
	注釈1(a)(iii)	附属書2第1編5 (b)	—	アセアン包括EPA附属書2 1 (c)
	注釈1(a)(iv)	附属書2第1編5 (c)	—	アセアン包括EPA附属書2 1 (d)
	注釈1(a)(v)	—	—	アセアン包括EPA附属書2 1 (e)
	注釈1 (b)	附属書2第1編7	—	
	注釈2	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
附属書2付録2		(品目別規則) 附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書2付録3		附属書3	附属書3、運用上の手続規則付録1-A	
附属書2付録3		—	—	

⑫インドEPA

表3-12

インドEPA		オーストラリアEPA	マレーシアEPA	その他のEPA
第26条		第3.1条	第27条	
第27条	(a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	(b)	第3.2条 (c)	第28条1 (c)	
第28条		第3.3条	第28条2	
第29条	1	—	—	アセアン包括EPA第26条1
	2	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	アセアン包括EPA第26条2第1文
	3	第3.4条2	第28条3	アセアン包括EPA第26条4
第30条	1 (a)	第3.5条2	第28条4 (b)	アセアン包括EPA第27条1、2
	1 (b)	—	—	
	2 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	2 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	3 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	3 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	4	第3.5条8	第28条8	
第31条		第3.6条	第29条1	
第32条		第3.4条3、4	第30条、附属書2第1節 (e)	
	注釈1	—	附属書2第1節 (e) 注釈2	
	注釈2	—	—	
	注釈3	第3.4条5	—	
第33条		第3.7条	第31条	
第34条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第35条		第3.9条1	第33条1	
第36条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
第37条		第3.11条	第35条	
第38条	1	第3.12条1	第36条1	
	2	第3.12条2	第36条2	
第39条	1	第3.13条1	第38条	
	2 (a)	第3.13条2	第37条1	

	2 (b)	第3.13条3	第37条2	
第40条		[第1.12条]	第50条	
第41条	1	第3.28条1	第14条 (b)	
	2	第3.28条2	第49条1	
附属書2	第1編 (a)	附属書2第1編1	附属書2第1節 (a)	
	第1編 (b)	—	—	フィリピンEPA附属書2第1節 (c)
	第1編 (c)	附属書2第1編4	附属書2第1節 (c)	
	第1編 (d)	附属書2第1編8	附属書2第1節 (d)	
	第2編	附属書2第2編	附属書2第2節	
附属書3第1節		第3.1条	第27条	アセアン包括EPA第23条、附属書4第1規則
附属書3第2節	1	第3.17条1、2	第39条1	第3規則1
	2	第3.18条	第39条2	第3規則2
	3	第3.17条4	第39条3	第3規則3
	4	—	—	—
附属書3第3節	1	第3.15条1	第40条1第1文	第2規則1第1文
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2	第2規則1第2文
	3	第3.15条6	第40条3	第2規則2
	4	—	第40条4	—
	5	実施取極第2.3条1	第40条5	第2規則8
	6	第3.15条3	第40条7	第2規則4
	7	第3.15条1	第40条8	第2規則5
	8	第3.15条6	第40条9	第2規則2
	9	—	第42条 (a)	第2規則6
	10	—	第45条2第1文	第2規則7の後半
附属書3第4節	1	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6	第4規則1、3
	2	第3.15条5	—	第4規則2
附属書3第5節	1	第3.20条1 (c)	第40条10	第5規則2
	2	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	第5規則1
	3	第3.20条2	—	—
附属書3第6節	1	第3.21条2 (b)	第43条1	第6規則1
	2	第3.21条3	第43条2	第6規則2
	3	—	第43条3	第6規則3
	4	—	第44条6／メキシコEPA 第44条9	第6規則4

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	5	第3.23条2	—	第6規則5
附属書3第7節	1	第3.21条2 (d)	第44条1	第7規則1
	2	第3.22条2	第44条2	第7規則2
	3	第3.22条3	第44条3	第7規則3
	4	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	第7規則4
	5	第3.22条1	第44条5	第7規則5
附属書3第8節	1	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1	第8規則1
	2 (a)	—	第45条3 (a)	第8規則2 (a)
	2 (b)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	第8規則2 (b)
	2 (c)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	第8規則2 (c)
	3	第3.21条4柱書き第2文	第45条4	第8規則3第1文、4第1文
附属書3第9節	1	第3.25条1	第46条1	第9規則1
	2	第3.25条2	第46条2	第9規則2
附属書3第10節		第3.26条	第47条	第10規則
附属書3第11節		[第1.12条]	第50条	第11規則

⑬ペルー EPA

表3-13

ペルー EPA		オーストラリア EPA	マレーシア EPA	その他の EPA
第38条		第3.1条	第27条	
第39条	(a)	第3.2条 (a)	第28条1 (a)	
	(b)	第3.2条 (b)	第28条1 (b)	
	(c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第28条1 (c)	
第40条		第3.3条	第28条2	
第41条	1	第3.5条2	第28条4 (b)	
	2 (a)	第3.5条3 (a)	第28条5 (a)	
	2 (b)	第3.5条3 (b)	第28条5 (b)	
	3 (a)	第3.5条4 (a)	第28条6 (a)	
	3 (b)	第3.5条4 (b)	第28条6 (b)	
	4	第3.5条8	第28条8	
	5	第3.5条5	第28条7	
第42条	1	第3.7条1	第31条	
	2	第3.7条2	—	メキシコ EPA 第34条2
第43条	(a)	第3.6条	第29条1	
	(b)	—	—	メキシコ EPA 第27条

	(c)	—	—	
第44条	1	第3.4条3、4	第30条、附属書2第1節 (e)	
	2	第3.4条5	—	アセアン包括EPA第28条2
第45条	1	第3.9条1	第33条1	
	2	第3.9条2	第33条2	
第46条	1	第3.10条1	第34条1	
	2	第3.10条2	第34条2	
	3	—	—	メキシコ EPA
第47条	1	—	—	
	2	—	—	
	3	—	—	
第48条	(a)	第3.12条1	第36条1	第28条5
	(b)	第3.12条2	第36条2	第29条1
第49条	1	第3.13条2	第37条1	第29条2
	2	第3.13条3	第37条2	第29条3
第50条		第3.13条1	第38条	
第51条		第3.11条、第3.1条 (f)	第35条、第27条 (h)	
第52条	1	第3.8条	第32条1	
	2		第32条2	
第53条		第3.14条	—	スイスEPA附属書2第15条
第54条	1	第3.15条1	第40条1第1文	
	2	第3.1条 (a) 注釈	第40条2	
	3 第1文	—	第40条4	
	3 第2文	実施取極第2.3条1	第40条5	
	4	実施取極第2.1条2	運用上の手続規則・第3基則 (a)	
	5	—	—	メキシコEPA第41条2
	6	第3.15条3	第40条7	
	7	第3.15条4	第40条8	スイスEPA 附属書2
	8	第3.15条4	—	
	9	—	運用上の手続規則・第3規則 (d)	第16条6
	10 第1文	—	第42条 (a)	第16条7
	10 第2文	—	第45条2	アセアン包括EPA附属書4第2規則7

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第55条	1	実施取極第2.1条3	運用上の手続規則・第3規則 (b)		
	2	実施取極第2.1条3	運用上の手続規則・第3規則 (b)		
第56条		実施取極第2.1条5	運用上の手続規則・第3規則 (e)		
第57条	1	—	—	ス イ ス E P A 附 属 書 2	第19条1
	2	—	—		第19条4
	3	—	—		第19条5
	4	—	—		第19条6
	5	—	—		第19条7
	6	—	—		第19条8
	7	—	—		第19条10、11
第58条	1	—	—		第19条2
	2	—	—		第19条3
	3	—	—		第19条9第1文
	4	—	—		第19条9第2文、第3文
第59条	1	第3.15条6	第40条9、運用上の手続規則・第9規則		
	2 第1文	第3.15条6	運用上の手続規則・第9規則		
	2 第2文	—	—		
	3	—	—		
第60条	1	第3.17条1、2	第39条1		
	2	第3.18条	第39条2		
	3	第3.17条4	第39条3		
第61条	1 (a)	第3.15条1、2 (a)	—	メ キ シ コ EPA	第40条1 (a)
	1 (b)	—	—		第40条1 (b)
	1 (c)	—	—		
	1 (d)	第3.15条2 (c)	第39条1	メ キ シ コ EPA	第40条1 (c)
	1 (e)	第3.15条3	—		第40条1 (d)
	2	第3.17条5	—	メキシコEPA第40条3 チリEPA第46条2注釈	
	3	—	—		
	4	第3.23条1 (a)、(b)	第45条1		
第62条	1	第3.15条2 (e)、(f)	第40条6		
	2	—	—		

	3	第3.15条5	—	アセアン包括EPA附属書4第4規則2
第63条		—	—	スイスEPA附属書2第22条
第64条	1	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	
	2	第3.20条1 (c)	第40条10	
	3	—	—	
	4	第3.20条1 (a)	第42条 (b)	
	5	—	—	
	6	第3.20条2	—	インドEPA附属書3第5節3
第65条		実施取極第2.5条	運用上の手続規則・第5規則	
第66条	1	第3.21条1	—	スイスEPA附属書2第25条1
	2 (a)	第3.21条2 (a)	—	
	2 (b)	第3.21条2 (b)	第43条1	
	2 (c)	第3.21条2 (c)	—	メキシコEPA第44条1 (b)
	2 (d)	第3.21条2 (d)	第44条1	
	3	—	—	スイスEPA附属書2第25条3
	4 (a)	第3.21条3	第43条2第1文	
	4 (b)	—	第43条2第2文	
	5 (a)	第3.22条2 (a)	第44条2第1文	
	5 (b)	第3.22条3	第44条3	
	5 (c)	第3.22条2 (b) 第1文	第44条4	
	5 (d)	第3.22条1	第44条5	
	6	第3.21条4柱書き第2文	第45条4 第1文	
	7 (a)	第3.23条1 (b)	—	
	7 (b) (i)	—	第45条3 (a)	
	7 (b) (ii)	第3.23条1 (c)	第45条3 (b)	
	7 (b) (iii)	第3.23条1 (d)	第45条3 (c)	
	7 (c)	第3.23条2	—	アセアン包括EPA附属書4第6規則5
	7 (d)	第3.23条3	—	メキシコEPA第44条25
第67条		第3.26条	第47条	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第68条	1	第3.25条1	第46条1	
	2	第3.25条2	第46条2	
第69条	1	第3.28条1	第14条（b）	
	2	第3.28条2	第49条1	
	3	第3.28条5	第49条2	
第70条		[第1.12条]	第50条	
第71条		実施取極第2.6条4	第48条1	
第72条		第3.27条	—	メキシコEPA第48条
附属書3	第1編1（a）	附属書2第1編1	附属書2第1節（a）	
	第1編1（b）	—	附属書2第1節（b）	
	第1編1（c）	第3.4条2、附属書2第1編3	第28条3	メキシコEPA附属書4第1節（b）
	第1編1（d）	附属書2第1編4	附属書2第1節（c）	
	第1編2	附属書2第1編8	附属書2第1節（d）	
	第2編	附属書2第2編	附属書2第2節	

⑭TPP11協定

表3-14

TPP11			オーストラリアEPA	その他のEPA
第3.1条			第3.1条	
第3.2条	(a)		第3.2条（a）	
	(b)		第3.2条（b）	
	(c)		第3.2条（c）、第3.4条1	
第3.3条			第3.3条	
第3.4条	1		第3.3条（k）	
	2		—	
第3.5条	1	(a)	—	
		(b)	第3.5条2	
		(c)	—	チリEPA第30条1（b）
		(d)	—	
		[用語の定義]	第3.5条2	
	2		—	
第3.6条	1		第3.5条5	
	2		—	
第3.7条	(a)		第3.5条4（a）	
	(b)		第3.5条4（b）	
	(c)		—	メキシコEPA第24条4（b）、第26条
第3.8条	1		—	メキシコEPA第24条2（b）
	2		—	メキシコEPA第24条3
	3		第3.5条7	

第3.9条	1		—	
	2		—	
	3		—	
	4		—	
	5		—	
第3.10条	1		—	
	2		第3.6条	
	3		—	
第3.11条	1		第3.4条3、4	
	2		—	
	3		第3.4条5	メキシコ EPA 第25条2
	4		—	
第3.12条			第3.10条	
第3.13条	1 (a)		第3.12条1柱書き	
	1 (b)		第3.12条2	
	2		—	
	3 (a)		第3.12条1 (a)	
	3 (b)		第3.12条1 (b)	
第3.14条	1		第3.13条2	
	2		第3.13条3	
第3.15条			第3.13条1	
第3.16条			第3.11条	
第3.17条	1		—	メキシコ EPA 第29条1
	2		—	メキシコ EPA 第29条1
	3		—	
	4		—	
第3.18条	1		第3.8条	
	2			
第3.19条			—	
第3.20条	1		第3.17条1、2	
	2	(a)	第3.21条2 (a)	
		(b)	—	
		(c)	—	
		(d)	—	
	3	(a)	—	
		(b)	第3.16条2 (c)	
		(c)	第3.16条2 (d)	
		(d)	第3.16条2 (d)	
	4	(a)	第3.16条2 (f)	
		(b)	—	
	5		第3.16条2 (e)	
	6	第1文	実施取極第2.3条1	
		第2文	—	メキシコ EPA 第39条の A 7第2文
第3.21条	1		第3.16条1 (a)	
	2	(a)	第3.16条1 (a)	
		(b)	第3.16条1 (c)	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	3	(a)	第3.16条1 (a)	
		(b)	第3.16条1 (b)	
	4		—	
第3.22条			実施取極第2.5条	
第3.23条			第3.18条	
第3.24条	1	(a)	第3.17条2 (a)	メキシコ EPA 第40条1 (a)
		(b)	—	メキシコ EPA 第40条1 (b)
		(c)	第3.17条2 (c)	メキシコ EPA 第40条1 (c)
		(d)	—	ペルー EPA 第61条1 (d)
	2		第3.17条3	
	3		—	
第3.25条	1		—	
	2		—	
	3		—	
第3.26条	1		第3.20条1 (b)	
	2		第3.20条1 (a)	
	3		第3.20条2	
第3.27条	1	(a)	第3.21条2 (a)	
		(b)	第3.21条2 (c)	
		(c)	第3.21条2 (d)	
		(d)	—	
		(e)	—	メキシコ EPA 第44条1 (d)
	2		—	
	3		—	
	4	(a)	実施取極第2.6条4	
		(b)	第3.22条3 (a)	
		(c)	第3.22条3 (e)	
		(d)	第3.22条3 (e)	
		(e)	—	
		(f)	第3.22条3 (d)、(e)	
	5		—	
	6	(a)	—	
		(b)	—	
		(c)	第3.21条3	
		(d)	第3.22条2 (b)	
		(e)	第3.21条4	
	7		—	
	8		第3.22条2 (a)、同条1	
	9		—	メキシコ EPA 第44条24
	10		第3.21条4	
	11	第1文	第3.23条2第2文	
		第2文	—	アセアン包括EPA附属書4第8規則4第2文
	12	第1文	第3.23条3	メキシコ EPA 第44条24
		第2文	—	ペルー EPA 第38条 (g)
	13		—	
第3.28条	1		—	

	2	(a)	—	
		(b)	第3.23条1 (d)、(e)	
		(c)	第3.23条1 (d)	
		(d)	第3.23条1 (c)	
		(e)	第3.23条1 (b)	
	3		第3.21条4	
	4	第1文	第3.24条	
		第2文	—	
第3.29条	1		第3.17条5	メキシコEPA第40条3
				ペルーEPA第61条2
	2		—	メキシコEPA第40条3
				ペルーEPA第61条2
第3.30条			第3.26条	
第3.31条			第3.25条	
第3.32条	1		第3.28条1、4	
	2		第3.28条1、5	
	3		第3.28条2、3	
	4		第3.28条2	
	5		—	
	6		第3.28条2	
附属書3-A	1		—	
	2		—	
	3		—	
	4		—	
	5	柱書き	—	
		(a)	第3.14条 (a)	
		(b)	—	スイスEPA第15条 (b)、第19条
	6		—	
	7		第3.14条 (a)	
	8	第1文	—	
		第2文	第3.15条6	
	9		第3.21条	
	10	第1文	—	メキシコEPA第44条3第1文
		第2文	第3.20条1 (c)	メキシコEPA第43条5
		第3文	第3.23条1 (d)	メキシコEPA第44条3第3文
	11		—	
附属書3-B			附属書3	
附属書3-C			第3.4条3、4	
附属書3-D	第A節	1	附属書2第1編4	
		2	第3.2条、第3.4条1	
		3 (a)	附属書2第1編1	
		3 (b)	—	
		3 (c)	附属書2第1編3第2文、第3.4条1	
		3 (d)	—	
		3 (e)	附属書2第1編2	
		3 (f)	—	
		3 (g)	—	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

		4	—		
		5	—		
	第B節		附属書2第2編		
	付録1	1	—		
		2	—		
3		—			
(注) 以下の第4章については、原産地規則に直接関係する規定に限定して記載する。					
第4.2条	1		—		
	2		第3.4条3、4		
	3				
	4				
	5			—	
	6		—		
	7		—		
	8		—		
	9		—		
	10		—		
第4.6条	1		第3.21条2		
	2		第3.21条2 (d)		
	3		—		
	4		第3.22条2 (a)、3		
	5		—		
	6		第3.22条2 (a)、3 (b)		
	7		—		
	8	(a)	—		
		(b) 第1文	第3.21条4		
		(b) 第2文	—		
		(c) 第1文	第3.21条4		
		(c) 第2文以降	—		
	9		—	メキシコ EPA 第44条24第1文	
	10		—		
	11		第3.23条2		
	12	第1文	第3.23条3	TPP11 協定第3.27条12第1文	
第2文		—			
第4.7条			第3.23条		
第4.9条	1		第3.25条1		
	2		—		
	3		—		
	4		—		
附属書4-A	第A節	1	附属書2第1編4		
		2	第3.2条、第3.4条1		
		3 (a)	附属書2第1編1	TPP11 協定附属書3-D第A節	3 (a)
		3 (b)	—		3 (b)
		3 (c)	附属書2第1編3第2文、第3.4条1		3 (c)
		3 (d)	—		3 (d)
		3 (e)	—		3 (f)

		3 (f)	—	3 (g)
		3 (g)	—	
	第B節	附属書2第2編		

⑮ EU EPA

表3-15

EU EPA		オーストラリアEPA	EEA Protocol 4	日本のその他のEPA
第3.1条		第3.1条	第1条	
第3.2条	1 (a)	第3.2条 (a)	第2条 (a)	
	1 (b)	第3.2条 (b)	—	
	1 (c)	第3.2条 (c)、第3.4条1	第2条 (b)	
	2	第3.3条 (b)、(e) 等	—	
	3	第3.5条5	—	
	4	—	第11条1	スイスEPA附属書2第13条1
第3.3条	1	第3.3条	第4条1	
	2	第3.1条 (b)	第4条2	
第3.4条	1	第3.7条1	第6条1	
	2	—	—	
第3.5条	1	第3.6条	第3条	
	2	—		メキシコEPA第27条
	3	—		
	4	—		
	5	—		
第3.6条	1	第3.4条3、4	—	
	2	—	—	
	3	—	—	
第3.7条	1	—	第7条1柱書き第1文	
	2	—	第7条1 (b)	
第3.8条	1	—	—	
	2	第3.1条 (c)	—	
	3	第3.10条1	—	
	4	—	—	
	5	第1文	第20条3	
	第2文	—	第20条6	
	6	—	第20条2	
第3.9条		—	第9条	
第3.10条	1	第3.8条	第12条1	
	2		第12条1、第13条1	スイスEPA運用上の手続規則第2節 6. (1)
	3		—	
	4	第3.17条4	第12条2	
第3.11条		—	第11条2	
第3.12条	1	第3.12条1	第8条	
	2	第3.12条1		
	3	第3.12条2		
	4	—		

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第3.13条		第3.11条、第3.1条 (f)	第10条	
第3.14条		第3.13条1	—	
第3.15条	1	第3.13条2	第7条2	
	2	第3.13条3		
第3.16条	1	第3.17条1、2	第15条1	
	2	第3.17条1、第3.14条 (b)		
	3	第3.17条1、2	—	
	4	—	第21条5	メキシコEPA第40条1 (b)、(c)
	5	第3.18条柱書き第1文	第15条2	
第3.17条	1	第3.16条1	第21条1	
	2	第3.16条2、実施取極第23条	第21条6	
	3	第3.2条、実施取極第25条	—	
	4	第3.16条2 (e)	第23条1	
	5 (a)	第3.16条2 (f)	—	
	5 (b)	—	—	
		—	第25条	
第3.18条		第3.16条1	—	
第3.19条	1	第3.20条1 (b)	—	
	2	第3.20条1 (a)	第29条2	
	3	第3.20条2	—	
	4	—	—	
第3.20条	1	—	第26条1	
	2	第3.18条	第26条3	
	3	—	—	
第3.21条	1	第3.21条2 (a)	—	
	2	—	—	
	3	—	—	
	4	—	—	
	5	—	—	
	6	第1文 第3.23条2	第34条4	
		第2文 —	—	
第3.22条	1	第3.21条1	第32条2	
	2	第3.21条2 (b)、(c)	—	
	3	第3.21条2 (d)	—	メキシコEPA第44条1 (c)
	4	—	—	
	5	—	—	
	6	—	第32条2	
第3.23条		—	—	
第3.24条	1 (a)	(i)	—	
		(ii) 第3.23条1 (e)	—	
	1 (b)	(i)	—	
		(ii)	—	
	1 (c)	(i)	—	メキシコEPA第44条8 (b)
		(ii) 第3.23条1 (d)	第33条6	メキシコEPA第44条8 (a)

	1 (d)	(i)	—	—	
		(ii)	—	—	
	2		第3.23条1 (b)	—	
	3		—	—	メキシコEPA第44条24
第3.25条	1		第3.25条1	—	
	2		第3.25条2 (a)	—	
	3		—	—	
	4		第3.25条2 (b)、3	—	
第3.26条			第3.26条	第36条	
第3.27条	1		—	第38条1	
	2		—	第38条、Protocol 49	
	3		—	—	
	4		—	—	
	5		—	第39条2	
	6		—	第39条4	
第3.28条	1		第3.28条1	—	
	2		第3.28条2	—	
第3.29条			第3.27条	—	
附属書3-A	注釈1	1	—	—	
		2	—	—	
		3	—	—	
		4	附属書2第1編8	—	
	注釈2	1	—	—	TPP11 協定附属書3—D 第A節3 (b)
		2	附属書2第1編1	Annex I Note2.1	
		3第1文	附属書2第1編2	—	TPP11 協定附属書3—D 第A節3 (f)
		3第2文	—	—	
		4	附属書2第1編4	—	
		5	附属書2第1編5 (a)–(c)	—	
	注釈3	1	—	—	
		2	—	—	
		3	—	—	(注1)
	注釈4	1 (a)	—	—	
		1 (b)	—	—	
		1 (c)	第3.5条2、3	—	
		1 (d)	—	—	
		1 (e)	第3.5条2	—	
		1 (f)	第3.5条2、4	—	
		2 M a x N O M	—	—	
		2 R V C	第3.5条2	—	
	注釈5	(a)	—	—	
		(b)	附属書2第1編6 (d)	—	
		(c)	附属書2第1編6 (a)	—	

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

		(d)	附属書2第1編6 (b)	—	
		(e)	附属書2第1編6 (f)	—	
		(f)	—	—	
		(g)	附属書2第1編6 (e)	—	
		(h)	附属書2第1編6 (c)	—	
	注釈6	(a)	—	—	
		(b)	—	—	
		(c)	—	—	
		(d)	—	—	(注2)
	注釈7	1	—	—	
		2	—	—	
		3	—	—	
		4	—	—	
		5	—	—	
	注釈8	1	—	—	
		2	附属書2第1編7	—	
		3	—	—	
附属書3-B		附属書2第2編	Annex II		
付録3-B-1		—	—		
附属書3-C		—	—		
附属書3-D		—	Annex IVa	スイスEPA附属書2付録3	
附属書3-E		—	—		
附属書3-F		—	—		

(注1) マレーシアEPA附属書2の第61類／第62類／第63類の注釈が、この注釈3の3に直接対応するものではないものの、それと類似の効果を与える規定となっている。詳細については、下記第4部4.(4)を参照されたい。

(注2) この注釈6 (d) は、マレーシアEPA附属書2の第11部注釈1に部分的に対応しているものと解される。